

路線バス運転手の外国人材受入れに関する調査業務仕様書

1 業務の名称

路線バス運転手の外国人材受入れに関する調査業務

2 業務の内容

外国人材受入れに関しては、特定技能1号の対象に自動車運送業（バス運転手）が加わったことのほか、外国人材の人材不足業界での受入れを目的として、技能実習制度を改正した育成就労制度への移行が予定されている。

このため、今後路線バス運転手としての就労を目的とした外国人材の来日が増加すると考えられることから、本業務は札幌市における路線バス運転手の外国人材受入れに向け、下記のとおり、各種課題の調査・整理等を行うことを目的とする。

(1) 外国人材受入れに関する現状整理

外国人材受入れに関する下記状況を調査・整理すること。なお、必要に応じてバス運転手以外の業種との比較も行うこと。

ア 他都市における外国人材の受入れ状況及び支援体制

イ 在留資格ごとの就業までの期間及び必要経費

ウ その他外国人材受入れに関する参考情報

(2) 外国人材受入れに向けた調査

札幌市における路線バス運転手としての外国人材受入れの本格事業開始に向け、候補となり得る対象国の基礎情報の調査、整理を行うこと。

(3) 札幌市における外国人受入れに関する制度構築案の作成

札幌市における外国人路線バス運転手受入れに関する制度構築において、想定される類型を整理して示すこと。

なお、整理に当たっては、類型毎にバス運転手として就業するまでの過程を整理し、それぞれの類型でのメリット、デメリットを含めて整理すること。

3 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 業務報告書 A4 版 1 部及び当該電子データ（PDF 形式）

イ その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの。

(2) 納期

令和8年(2026年)3月31日(火)

(3) 納品場所

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課
(中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側)

5 環境への配慮

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 特記事項

- (1) 本業務の実施にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 委託者は受託者が本業務の遂行に必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。
受託者が、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項及び提供を受けたデータ並びに資料については、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 成果品は著作権を含め全て委託者の所有とする。受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託の業務範囲及び再委託を行う理由を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

- (6) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。